

廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反再発防止対策

【豊浦町】

令和4年10月5日

1 違反の概要

漁業系一般廃棄物リサイクルセンター（以下「リサイクルセンター」という。）に搬入した水産残渣物から発生する残渣水が、貯留している施設地下タンクから場内に溢れ出る危険性があったため、やむなく町有地にて投棄処理したものの。

2 再発防止に向けた具体策

(1) 業務進行管理等の適正化

業務全般において、情報が素早く報告されるよう「報告・連絡・相談」の環境づくりをより一層進める。

行政の危機管理として、危機に際しては、最悪の事態をイメージし、想定外な状況を作らないよう万全な備えに努める。

全職員が職務遂行する上で、各種業務に係る法令解釈等は相互牽制を意識し、的確に行う。

(2) 委託者と受託者間における契約履行の進捗状況の確認

現在の契約書は、業務執行確認や監督条項などが欠落しているものであるが、運用上で定期的または必要な都度、確認等すれば足りるものである。

しかし、令和5年度からの契約書に関しては、これらも含め契約内容を精査したものとし、この契約書に基づき契約を締結する。また、契約書の内容に関しては、町村会顧問弁護士にも確認依頼をする。

(3) 問題点の庁内共有化

受託者とは、業務執行状況など必要な確認は定期的に行い、その中で問題が生じ、委託者との双方で解決できないような事案がある場合は、庁内各課へ情報の共有化を図り、多面的かつ総合的に問題の所在を検討及び明らかにし、解決を図る。

(4) 研修の充実

研修については、現在、管理職を始め、係長職までコンプライアンス研修を実施しており、今後も引き続き定期的実施する。

また、人事異動により担当者が変わった場合にも、今回の事件が常に意識されるような動機付けを行う。

(5) 今後の水産残渣物及び残渣水の処理方針

【現時点の状況】

リサイクルセンターは、当初設置時の計画処理量として、魚介類残渣 2,500 t/年、ホタテ洗浄かご洗浄施設脱水ケーキ 500 t/年、合計 3,000 t/年の処理量である。しかし、1レーンに入る量は摺り切りで、最高 600 m³ (長さ 100 m×深さ 2 m×幅 3 m) となり、t に換算すると約 420 t となるが、通常は 400 t とすると 2レーンで 800 t 入り、また、25 日間で堆肥化するため、これを 1月として、1年で 9,600 t となる。ただし、堆肥化に当たっては副資材としてオガクズも投入するため、これを 1/4 の割合量とすると、水産残渣物自体は 7,200 t の受入れとなる。

現状として、1年間に受け入れている水産残渣物の量は、直近 3 か年平均で約 7,000 t であることから、約 200 t の余裕が出て全量処理できることとなる。

しかし、現実としては、5月末現在の残存量が約 3,438 t、6月から現在まで約 1,592 t を搬入し、合計で 5,030 t の保管量である。また、処分量としては、約 1,400 t を堆肥化に使用し、7月に 288 t、8月に 832 t、9月に 1,432 t を八雲町に搬入して処理を行っている。このことにより、9月末現在では約 1,078 t が残っている状況である。

次に残渣水であるが、現在、堆肥化にあたり 2レーンに対して週 3回散布し、1月当たり約 180 t 使用している。1年間で約 2,160 t の使用量である。1年間の発生量としては、約 2,100 t (水産残渣物約 7,000 t に対し約 3割が水分) であるので全量処分できることとなるが、水揚げピーク時である 2月、3月のことを考えると、施設地下タンクの全容量が 328 t に対し、2月は約 380 t、3月は約 682 t となることから容量をオーバーすることとなる。

しかしながら、現在、貯留用タンクを全体量として 468 t 分所有していることから、これを活用すると他自治体への処理依頼は不要となる。

以上のことから、今後の処理方針としては次のとおりとする。

【処理方針】

- ① 水産残渣物については、基本的にはリサイクルセンター内で堆肥化処理を行うが、処理不可能な量が発生した場合は、他自治体の処理施設に依頼を行う。
- ② 残渣水については、施設地下タンクの容量をオーバーする場合、貯留用タンクの活用により対応する。